

令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務（野球部）プロポーザル募集要項

1 概要

本市では、中学校の学校部活動地域展開にあたっての指針となる「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」を策定し、その方針の中で、本市が目指す将来像の1つとして「子どもたちにとって活動内容の選択肢が広がり、また、各競技・活動団体にとっても、参加人口の維持・拡大や各競技・活動の振興が図られるよう、地域社会に根差したスポーツ、文化芸術活動の拠点づくりにも資するものとなるようにする」ことを記載し、その環境づくりの実現を目指して取組を進めることとしています。

そこで、本市が目指す将来像実現のため、地域スポーツ団体等と連携し、地域社会に根差したスポーツ活動の拠点づくりを目指した運動部活動管理運営等業務に関する実証事業として、次のとおり提案を募集します。

2 業務内容

令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務（野球部）

※ 詳細は別紙「令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務（野球部）」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託金額の上限

4,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に該当する者でないこと。
- (2) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本事業の主旨を十分に理解し、委託事業を実施できる規模のスタッフを有するとともに、委託事業を的確に遂行できること。
- (5) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる取組を行っていること。

6 応募方法

(1) 企画提案書等の提出

参加事業者は、下記のとおり書類を持参、郵送又は電子メールより提出すること。なお、持参する場合は、京都市教育委員会 部活動地域展開準備室に事前に電話連絡すること。

No.	提出書類	部数 (紙で提出する場合)	留意事項
①	応募申込書	1部	様式1に必要事項を記入し持参、郵送又は電子メールにて提出すること
②	企画提案書	10部	様式2に記入すること。後記8(3)の評価基準や別紙「令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務(野球部)委託契約仕様書」に基づき作成すること
③	団体概要	10部	貴団体の事業概要、本業務のための実施体制がわかるもの
④	業務実績一覧	10部	これまで本募集と同様の受託委託業務の実績がある場合は、業務内容がわかるものを提出すること
⑤	見積書	1部	様式3に記入し、法人の場合は法人印及び代表者印、法人でない場合は代表者印を押印すること

(2) 提出期限

- ① 令和8年6月 4日(木) 午後5時まで
- ②~⑤ 令和8年6月18日(木) 午後5時まで(当日必着)

(3) 留意事項

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とする。
- イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提出されたすべての書類等は返却しない。
- エ 提出期限以降におけるすべての提出書類の差換え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある等で、本市の承諾を得た場合のほか、一切受け付けない。
- オ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- カ 提出書類は、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。

(4) 提出先

〒605-0004

京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 (元有濟小学校)

京都市教育委員会事務局 部活動地域展開準備室 木下 文成

TEL : 075-708-6551 FAX : 075-551-1005

E-mail : taiken@edu.city.kyoto.jp

7 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問できる者

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、前記5(1)①の応募申込書を提出した者とする。

(2) 質問方法

電子メールでの問い合わせとし、様式は問わないが、メールタイトルは「【質問】〇〇について」とすること。なお、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 質問期間

令和8年5月28日(木)～6月4日(木)午後5時(必着)

期間外の質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

令和8年6月9日(火)までに、応募申込書を提出した者すべてに対して電子メールにより全質問・回答を取りまとめて送付する。なお、質問数によって変更する場合がある。

8 受託候補者選定手続

(1) 審査方法

審査は提出される資料に基づく書類審査にて行う。

ただし、本市が必要と判断した場合には、プレゼンテーションを行う場合がある。その場合、本市から電子メールにて通知する。

(2) 評価方法

委託契約の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は次のとおり企画提案書等と見積価格を総合的に判定し、判定に当たっては本市が設置する選定委員会にて後記(3)及び(4)による採点形式をとる。

(3) 評価基準

項目		主な評価の観点	評価点	合計
指導体制	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> これまでに、中学校部活動の指導に関する事業に関わった経験があるか これまでに本市の子どもを対象とする事業に関わったことがあるか 	5	20
	指導実施におけるマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか 統括責任者や運営スタッフ間の協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか 	5	
	運営スタッフの確保・能力	<ul style="list-style-type: none"> 実現可能な運営スタッフを確保するための方策がとられているか 質の高い運営スタッフを確保するための方策がとられているか 業務遂行上、有用な資格を有しているか(以下は例) <ul style="list-style-type: none"> ○(公財)日本スポーツ協会公認 スポーツコーチングリーダー ○(公財)日本スポーツ協会公認 スタートコーチ 	5	

		○ 教育職員免許（状）		
	指導の質の向上	・運営スタッフの質の向上のために人材育成に係る具体的な方策はあるか	5	
安全管理	指導における安全管理	・生徒の安全管理のための適切な方策がとられているか ・運営スタッフの安全管理に関する取組はあるか	5	20
	運営スタッフの適切な管理	・運営スタッフの不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか	5	
	けが・事故・緊急事態発生時の対応	・けが、事故発生等の緊急時の対応に関する方策が迅速かつ適切にとられる提案となっているか ・地震等の自然災害発生時の対応に関する方策は適切か ・不祥事発生時の対応方針が迅速かつ的確な内容であるか	5	
	コンプライアンス	・適切な法令遵守の方針と方策が作成されているか ・適切な情報の管理及び保護に関する対策がとられているか ・適切な参加生徒に関する個人情報書類の保護・活用の方策がとられているか	5	
運営体制	事業者の体制	・事業者の運営体制や業務分担が適切に構築されているか	5	20
	事業の持続可能性	・本事業を持続可能な取組にするための方策がとられているか ・継続的に安定して事業の運営ができる体制となっているか	5	
	保護者との信頼関係の構築	・保護者との連携や信頼関係構築のための適切な方策がとられているか ・保護者からの問い合わせに対応する適切な体制や方策がとられているか	5	
	部活動地域展開を見据えた体制	・事業対象校と連携し、対象校や生徒・保護者の要望、対象校地域や生徒の状況に応じた活動が提供される体制となっているか	5	
	価格	最低見積価格÷当該見積価格×10点 ※対象金額は税抜きで算定し、小数点以下を切り捨てて得点とする。 ※最低見積価格は複数の事業者から提示のあった見積価格のうち、最も廉価な金額を指す。		10
合計				70

(4) 採点基準

評価委員は、評価の項目ごとに以下の5段階評価により評価を行う。また、著しく提案内容に問題があるものについては、5段階評価外として、0点とする。

区分	評価点
優れている・十分に適切である	5点
やや優れている・適切である	4点
平均的である	3点
やや劣っている・やや不適切である	2点
劣っている・不適切である	1点
著しく提案内容に問題がある・提案なし	0点

9 受託者の決定等

(1) 選定委員会

選定委員会は、以下の委員で構成する。

【選定委員】

京都市教育委員会事務局体育健康教育室担当部長

京都市教育委員会事務局部活動地域展開準備室長、副室長、担当係長、参与、首席指導主事、学校地域スポーツ活動支援コーディネーター

(2) 受託候補者の選定

本市が設置する選定委員会において、前記8により企画提案書等に基づいて審査し、すべての提案者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

ただし、提案者が1つの場合、選考組織による採点等を行わないことがある。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、書面をもって通知する（令和8年6月24日（水）に発送予定）。なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この際、受託候補者と合意に至らないときは、順次、次順位の提案者を新たな受託候補者として選定し、協議を行う。

(5) 受託者の公表

受託者の決定の後、本市ホームページにおいて、選考の結果、参加した事業者及び評価点を公表する。

10 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ、決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき決定する。なお、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本市が承認した場合はこの限りではない。

(5) 契約保証金

なし

1.1 その他

今後のスケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年5月28日(木)～
質問受付・応募申込書提出締切	令和8年6月4日(木) 午後5時まで
質問回答期限(予定)	令和8年6月9日(火)
企画書提出締切	令和8年6月18日(木) 午後5時まで
審査結果通知	令和8年6月24日(水)(予定)
委託契約	審査結果通知後、協議のうえ速やかに締結